

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 桜本頼兼

京都市規則第134号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金徴収事務規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、金銭登録機の使用を伴う歳入金及び歳入歳出外現金（以下「歳入金等」という。）の徴収事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(金銭登録機の使用)

第2条 金銭登録機は、次の各号に掲げる歳入金（第9号にあっては、歳入歳出外現金）をそれぞれ当該各号に定める場所において収納する場合に使用する。

(1) 京都市収入証紙条例第2条各号に掲げる手数料（同条ただし書の適用を受けるものに限る。） 区役所、区役所支所並びに別に定める区役所出張所及び証明書発行コーナー

(2) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第35条に規定する一般廃棄物の処理に係る手数料又は同条例第37条に規定する産業廃棄物の処分に要する費用 南部クリーンセンター、東北部クリーンセンター、東部クリーンセンター又は埋立事業管理事務所

(3) 京都市斎場条例第5条第1項に規定する使用料又は京都市証明等手数料条例別

表第6に掲げる火葬に関する証明書の交付に係る手数料 中央斎場

- (4) 京都市市税条例第78条第4項に規定する鑑札の再交付に係る弁償金 区役所
又は区役所支所
- (5) 京都市保健所条例第3条に規定する使用料及び手数料、京都市衛生関係手数料條
例別表に掲げる手数料並びにその他の収納金 保健所又は保健所支所
- (6) 京都市証明等手数料条例別表第6に掲げるその他の事項に関する証明書(行政区
画に関する証明及び町名証明に関するものに限る。)の交付に係る手数料 市役所
証明書発行コーナー
- (7) 京都市証明等手数料条例第6条に規定する手数料並びに同条例別表第6に掲げ
る道路の区域の明示に係る手数料、道路の境界図の写しの交付に係る手数料及び公
文書を閲覧に供する事務(道路の境界図の閲覧に係るものに限る。)に係る手数料
建設局道路部道路明示課
- (8) 都市計画情報システムによる都市計画に関する情報の印刷に要する費用 都市
計画局都市企画部都市計画課
- (9) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第4項に規定す
る電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料 市役所証明書発行コ
ーナー

第3条第1項中「または」を「又は」に、「歳入金」を「歳入金等」に改め、同条第
2項第2号及び第3号中「歳入金」を「歳入金等」に改める。

第4条中「歳入金」を「歳入金等」に、「または」を「又は」に、「おいて」を「つい
て」に、「第39条第1項前段」を「第39条第1項」に、「同条」を「、同条」に改め
る。

第7条を次のように改める。

(補則)

第7条 この規則において別に定めることとされている事項は、収入役が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第37条第3号中「京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金徴収事務規則」を「京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則」に改め、「歳入金」の右に「及び歳入歳出外現金」を加える。

(会計室会計課)